

新しくなります

国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者証

国民健康保険(国保)と後期高齢者医療制度の被保険者証は、
8月1日に更新されます。

新しい被保険者証(保険証)は
8月から使用できます

新しい保険証が届いたら、内容を確認しましょう。現在の保険証は、7月31日まで使えます。
送付されるもの／●70歳未満で国保に加入している人…被保険者証 ●70歳以上75歳未満で国保に加入している人…被保険者証兼高齢受給者証 ●75歳以上の被保険者証 ●75歳以上の被保険者証兼高齢受給者証 ●75歳以上の被保険者証兼高齢受給者証
後期高齢者医療被保険者証
送付時期／7月中旬

新しい保険証の有効期限

〈国保に加入している人〉

令和5年7月31日まで。次に該当する場合は有効期限が異なるので注意してください。

●令和5年7月31日までに70歳になる人(有効期限までに被保険者証兼高齢受給者証が届きます)

●令和5年7月31日までに75歳になる人(有効期限までに後期高齢者医療被保険者証が届きます)

●国民健康保険税に未納がある世帯

〈後期高齢者医療制度に加入している人〉

令和4年9月30日まで。10月1日から医療費の窓口負担割合が変わるため、10月1日から使用できる被保険者証が9月中旬に簡易書留で届きます。

限度額適用認定証なども

更新時期です

医療機関の窓口で提示すると、

自己負担限度額までの支払いになる「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も7月31日までです。

8月1日から使用できる認定証は、次の方法で受け取ることができます。

〈国保に加入している人〉

認定証が交付されている人で、8月1日以降も引き続き必要となる人は、保険年金課窓口で更新の手続きが必要です。

必要なもの／本人確認書類(同一世帯ではない人が申請する場合は委任状)

※70歳未満で国保に加入している人は、国民健康保険税を滞

納していると交付されません。

※申請する直前に納付した国民健康保険税がある場合は、領

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象者

対 象		所得区分	交付申請できる認定証
70歳未満の国民健康保険の人 ※国民健康保険税を滞納していると交付されません。		住民税課税世帯	限度額適用認定証
		住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証
●70歳以上75歳未満の国民健康保険の人 ●75歳以上の後期高齢者医療制度の人 ●65歳以上75歳未満で一定の障害があり認定された後期高齢者医療制度の人	現役並みⅢ	課税所得 690万円以上	申請不要 ※被保険者証を提示することで限度額までの支払いになります。
	現役並みⅡ	課税所得 380万円以上 690万円未満	限度額適用認定証
	現役並みⅠ	課税所得 145万円以上 380万円未満	
	一般	課税所得 145万円未満	申請不要 ※被保険者証を提示することで限度額までの支払いになります。
	住民税非課税世帯		限度額適用・標準負担額減額認定証

収書か通帳で納付状況の確認をします。

〈後期高齢者医療制度に加入している人〉

認定証が交付されている人で、

8月1日以降も対象になる人は、保険証と一緒に新しい認定証が届くので申請は不要です。

申し込み・問い合わせ先

●国民健康保険

保険年金課国民健康保険班

☎ 62・5331

●後期高齢者医療制度

保険年金課高齢者医療年金班

☎ 62・5882